

各 部 ( 局 ) 長 殿  
教 育 長 殿  
警 察 本 部 長 殿  
企 業 局 長 殿  
病 院 事 業 管 理 者 殿  
各 行 政 委 員 会 事 務 局 長 殿

総 務 部 長

平成 2 3 年度予算要求について (通知)

最近の我が国の経済は持ち直してきており、自立的回復に向けた動きもみられるが、8月以降の急速な円高の進行等もあり、このところ環境の厳しさは増している。また、財政についても、平成 2 2 年度末の国と地方を合わせた長期債務残高が 8 6 2 兆円に増加する見込みであるなど、非常に厳しい状況が続いている。

国においては、「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の一体的な実現を目指す「新成長戦略」を6月に閣議決定したところであり、平成 2 3 年度予算の概算要求にあたっては、この「新成長戦略」を着実に推進するため、配分割合が固定化している予算配分を大胆に組み替えることで、財政規律を維持しつつ、国民目線・国益に立脚した予算構造に改めていくこととしている。

一方、本県財政は、三位一体改革における地方交付税の大幅な削減によって、一般財源が単年度あたり約 3 0 0 億円、この7年間で2, 2 0 0 億円以上減少したことなどから、未曾有の危機的状況が続いている。このため、昨年2月に策定した「第5次行財政改革大綱」に基づき、中長期的に持続可能で健全な財政構造の確立を図るため、抜本的な行財政改革に取り組んでいるところである。

さらに、地方公共団体財政健全化法に基づく将来負担比率が 2 9 5 . 9 % と全国で4番目に高く、特に、県や公社等が保有している土地等に係る実質的な将来負担見込額の総額が約 1, 8 9 0 億円に上り、財政運営上の大きな課題となっている。このため、県出資団体等調査特別委員会の最終報告等を踏まえ、県民生活への影響や財政負担の平準化等を考慮し、今後 2 0 年間で、これらの将来負担見込額を計画的に解消することとしたところである。

このように厳しい財政状況下ではあるが、現在、「みんなで創る 人が輝く元気で住みよいいばらき」を基本理念とする新しい県総合計画の策定に取り組んでおり、県民一人ひとりが質の高い生活環境の下で安心、安全、快適に暮らすことができる「生活大県」を目指し、各種施策の推進に努めていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、今後、平成 2 3 年度の予算編成作業を進めていくこととなるが、財政収支の見通しについては、歳入面では、一般財源総額の増は見込めず、県債の発行も抑制が必要なことから、歳入総額の伸びは期待できないこと、歳出面では、公債費や医療・福祉関係経費が引き続き大幅に増加するほか、保有土地対策等の諸課題についても計画

的に対応する必要があることから、年度当初に想定された平成23年度の財源不足額約210億円を解消できる見込みは未だ立っていない状況である。

このため、各部局においては、本県を取り巻く厳しい現況を十分認識するとともに、新しい県総合計画の目標を踏まえ、改めて、既存事業を廃止を含めたゼロベースで見直し、施策の徹底した選択と集中の上、費用対効果、事務の効率化等について十分精査、検証し、別紙予算要求書作成要領に定めるもののほか、下記事項に特に留意され、予算要求を行われない。

## 記

### 第1 予算編成方針

平成23年度の予算編成にあたっては、極めて厳しい財政状況が続いていることを十分認識のうえ、以下に掲げる方針を基本として予算編成することとする。

- 1 現在策定中である新しい県総合計画に十分に留意し、本計画に掲げる、目指すべきいばらきの姿である「生活大県」の実現や、そのための3つの目標である「住みよいいばらき」「人が輝くいばらき」「活力あるいばらき」の実現に向け、本県が取り組むべき施策の推進に努めること。
- 2 行財政改革を推進する観点に立ち、歳入・歳出の両面から、思い切った見直しを行うとともに、限られた財源の重点的かつ効率的な予算配分に努め、県民が真に求めているものを重点的に施策化すること。
- 3 平成23年度は、第5次行財政改革大綱の推進期間の最終年度であり、大綱に掲げた財政再建のための諸方策に一層徹底して取り組むとともに、県出資団体等調査特別委員会の最終報告も十分に踏まえ、当初予算時点における県債管理基金からの繰替運用の圧縮に努めること。

### 第2 基本的留意事項

#### (事業の選択と集中)

- 1 シーリングを各課・各グループごとにそのまま適用するなど硬直的な予算要求とせず、部局長・課室長の主導で、横断的に抜本的な事務事業の見直しを行うこと。
- 2 限られた財源・人員で的確に政策目的を達成するため、既存の予算や組織を所与のものとして、業務の簡素化、無駄の排除、手順の合理化等に徹底的に取り組むこと。
- 3 新規事業については、特に、事業の必要性、緊急性及び費用対効果を十分整理のうえ、目標や実施期間を明確にして要求すること。
- 4 「生活大県いばらき特別枠」の活用にあたっては、部局間の連携を密にし、現在策定中の新しい県総合計画における施策展開の基本方向や、「生活大県プロジェクト」に位置づけられた施策群との整合を図ること。
- 5 既存事業については、「事務事業再構築」の内容を踏まえるとともに、「再構築枠」を活用した新規事業の創出にも結びつくよう、全事業を対象に中止又は廃止の検討、いわゆるゼロベースの視点からの見直しを必ず行うなど、スクラップ・アンド・ビルドを徹底すること。
- 6 既存事業を含めた事業全般にわたり、国・県・市町村・民間の役割分担を明確化し、真に県でなければ処理できない事業に限定して要求すること。
- 7 厳しい雇用情勢に鑑み、雇用創出等基金の活用による事業を積極的に検討すること。

#### **(事業の終期・目標設定)**

- 8 全事業に終期・目標を設定して、政策評価等を通じて事業効果を確認するとともに、新規事業を含め、原則として期限（概ね3～5年）の設定に努めること。
- 9 開始後10年以上経過する事業は原則見直しとし、やむを得ず継続する場合は理由を明確にすること。

#### **(国庫補助負担金の精査)**

- 10 国庫補助負担事業については、地域主権改革に伴う一括交付金化や事業仕分け等の国政の動向や、地方への影響等について情報収集に努めるとともに、国と十分な事前協議を経て、事業の必要性、緊急性及び費用対効果等を検討のうえ事業を選択し県負担を最小化すること。また、超過負担の解消に努め、国費の肩代わりは行わないこと。

#### **(県単補助金の見直し)**

- 11 県単補助金については、現時点の社会的、経済的実情を踏まえた上で、目的、効果等をゼロベースの視点で十分検討し、県民ニーズに適合しなくなってきたもの等については休・廃止の方向を含め徹底して見直すこと。

また、市町村向け補助金については、市町村合併を踏まえ、県と市町村との役割分担や市町村への関与の見直し等の視点から、市町村の自由度を高める方向での整理合理化、意義の薄れたものの廃止、重要な政策課題への重点化を図るとともに、特に、零細補助金については廃止を前提として見直すこと。

なお、新規補助金の創設については、厳に抑制する方針であること。

#### **(出資団体への支援、特別会計・企業会計への繰出金の抑制)**

- 12 第5次行財政改革大綱に掲げる数値目標等を踏まえ、出資団体への支援や特別会計への繰出金等については抑制に努めるほか、県出資団体等調査特別委員会の最終報告、改革工程表及び経営評価結果等における改革の方向に沿った要求とすること。

#### **(年間予算の作成・見積手法の見直し)**

- 13 予算は年間を通じた財政需要の全てを見積もること。年度中途の補正は、編成過程で特に協議したもののほか、緊急止むを得ないものに限るので、留意すること。
- 14 例年、当初予算計上額に対し多額の決算乖離が生じている事業については、要因を分析し、見積手法の見直しなどにより是正に努めること。

#### **(社会資本整備・大規模建設事業等の見直し)**

- 15 社会資本整備については、公共事業等の事前評価結果を踏まえるとともに、事業毎に費用対効果等の評価を行い優先順位を明確にしたうえで要求すること。また、PFI等効率性を高める方策についても検討すること。
- 16 大規模建設事業については、新規着工を原則凍結としているので留意すること。また、継続事業についても休廃止・事業費の縮減等について検討すること。
- 17 債務負担行為については、将来の財政運営に影響するため、中長期的視点に立って検討し、毎年度、抑制・削減に努めること。

#### **(IT活用による業務見直し)**

- 18 IT関連経費については、利用実態に即し業務そのものの見直しを行い、後年度負担の軽減につながるよう、業務及びシステムの最適化及び経費節減に努め、一時的な開発経費の増等については、「歳入創出・歳出改革推進特別枠」を積極的に活用すること。

#### **(徹底した財源確保策の検討)**

- 19 新たな税源の発掘、未利用県有財産の売却、手数料・使用料の見直し、活用可能な国庫補助金等外部資金など、あらゆる角度から新たな財源確保策等を検討すること。また、その際は「歳入創出・歳出改革推進特別枠」を活用できることとしていること。  
**(県議会・その他)**
- 20 県議会において決議、採択された請願、陳情その他の指摘事項及び要望事項については、その内容に十分配慮すること。
- 21 新規行政需要に充てる職員を必要とする場合であっても、一般職員の増員は行わない方針であるので、不要不急の事務事業の削減及び実施方法の改善等により、定数内の振り替えで措置すること。
- 22 職員提案「アイデアオリンピック」や政策研究講座の優れた提案については、積極的に施策に反映させるよう努めること。なお、所要額は特別枠で措置する。

### 第3 予算要求の規模

「第2 基本的留意事項」を踏まえ、下記により設定した要求限度額(要求枠)の範囲内において要求すること。なお、今後の国の予算編成の推移及び地方財政対策の動向等によっては、予算編成作業の過程で弾力的対応を行わなければならないので留意すること。

#### 1 要求限度額設定方針

- (1) 職員給与費、公債費、扶助費、交付金等の義務的経費及びこれに準じるものや法令に基づく事業で削減が困難な経費については所要額を見積もることとする。
- (2) 公共事業費は、県債残高の抑制、当面の財源不足額への対応及び今後の厳しい財政収支見通し等を踏まえて、国補事業・県単事業とも歳出総額ベースで要求限度額を設定する。
- (3) (1)及び(2)を除くその他の経費は、「事務事業再構築」における見直し結果を踏まえ、一般財源総額において要求限度額を設定する。
- (4) 「生活大県」づくりなど重要な政策課題に迅速かつ適切に対応していくため、「生活大県いばらき特別枠」を要求上別枠で設定する。
- (5) 行財政改革推進の観点から、歳入創出・歳出改革の効果が高いと期待できる事業の要求枠として、「歳入創出・歳出改革推進特別枠」を要求上別枠で設定する。
- (6) アイデアオリンピック及び政策研究講座の研究成果に基づき、施策化の必要性が高いと認められた事業の要求枠として、「アイデアオリンピック・政策研究講座特別枠」を要求上別枠で設定する。
- (7) 施策の選択と集中を促進し、新たな課題へ取り組むという観点から、「再構築枠」として、今年度で廃止する事業の一般財源相当額を要求枠に加算し、廃止事業2本あたり1本の新規事業の要求を認める。
- (8) 本年度予算の執行において、創意工夫により節約が図れる場合には、その節約額と同額を要求枠に加算する。

各部局庁は、所管の予算及び各種施策について制度の徹底的な見直し、優先順位の厳しい選択を行い、経費の節減合理化措置を積極的に講じることにより、上記方針のもとに定めた次の基準に基づいて算出される金額の範囲内において要求すること。

なお、要求事業の査定は、ゼロベースで厳しく洗い直していくとともに、先例にとらわれることなく施策の重点化に配慮した予算とする方針で進めていくものであること。

## 2 要求限度額算定基準

区 分		算 定 基 準 等
標準経費		標準費を除き、別途積算する額
枠予算経費 (標準費) (A 経費) 政策経費 (B 経費)		22年度当初予算一般財源ベースから下記基準により算出した23年度当初向け削減額を控除した額 (23年度当初向け削減額算出基準) ①個別調整が必要な事業 $\Delta 1\%$ ②指定管理委託料、電算システム維持経費等 $\Delta 3\%$ ③法令等の施行経費、庁舎などの維持管理経費等 $\Delta 10\%$ ④その他の経常的経費 $\Delta 20\%$ 平均で $\Delta 5\%$
公 共 事業費	国補分	22年度当初予算歳出総額から直轄維持管理負担金分を控除した額の0.92倍以内
	県単分	22年度当初予算歳出総額ベースの0.92倍以内

(注) その他別紙「平成23年度当初予算要求枠設定表」の注書きに留意し、同表により要求限度額等を算定すること。

なお、要求限度額の枠外で要求を認める経費は次に掲げる経費のみとする。

生活大県いばらき 特 別 枠	重要な政策課題に重点的に対応するとともに、各部横断的な施策を推進するための次のテーマに該当する新規事業等で、別途財政課との協議が整った事業。(原則として、重要政策とされた事業) [一般財源総額で30億円程度以内の額(投資的経費を含む)] (1) 住みよいいばらきづくり (2) 人が輝くいばらきづくり (3) 活力あるいばらきづくり (4) 知事が特に認めるもの(重要政策の部局課題事業)
歳入創出・歳出改革 推 進 特 別 枠	行財政改革推進の観点から、歳入創出・歳出改革の効果が高いと期待できる以下のような事業。 (ア) 一時的に財政負担が発生するが、後年度の歳入増や歳出(物的・人的)減が見込めることにより、トータルで財政収支の改善に資する事業 (イ) 上記のほか、広告料収入を新たに確保する等、歳入創出につながる事業
アイデアオリンピック・ 政策研究講座特別枠	アイデアオリンピック及び政策研究講座の研究成果に基づき、施策化の必要性が高いと認められた事業。
再 構 築 枠	要求にあたり廃止する事業の一般財源相当額の範囲内 (「事務事業再構築」によるものを含む(当然減を除く))
指 定 枠 外 事 業	債務負担行為事業、受託事業、法令に基づく義務的な経費等別途財政課の指示する事業に係る所要額
その他要求枠に加算 する額	22年度における創意工夫による節約相当額の合計額の範囲内

## 第4 歳入に関する事項

### 1 県 税

経済情勢の推移、税制の改正、地方財政計画の内容等を注視し、的確に見積もるとともに、徴収率向上に努めること。

### 2 地方交付税、地方譲与税、交通安全対策特別交付金及び県債

国の予算編成方針、地方財政計画、地方債計画及び関係法令の改正動向等を十分勘案し、確実な見積もりを行うこと。

### 3 国庫支出金

国の予算の内容・交付基準等に留意して的確な見込み額を計上すること。

なお、国の一括交付金化や事業仕分け等の動向を注視し、廃止事業費の計上又は整理縮小事業費等の過大、過少見積もりのないよう十分留意することとし、国庫支出金の減少を一般財源で肩代わりすることのないよう十分留意すること。

なお補助（負担）率については、制度改正等による変更が明らかでない場合は、現行制度に基づいて見積もること。

### 4 分担金及び負担金

原則として現行制度に基づいて見積もることとするが、負担者の負担能力を十分勘案すること。

### 5 使用料及び手数料

受益者負担の適正化の観点から、適正な料率・単価で見積もること。

なお、国の法令等に基づいて徴収することとなるものについては、国の動向を注視すること。

### 6 財産収入

財産・物品等の売払収入については、時価に即応した価額により見積もりを行い、収入の確保を図ること。

なお、未利用県有財産については、極力売却する方針で臨むこととし、積極的に収入確保を図ること。

### 7 基金繰入金

特定目的基金については、条例の規定を踏まえ、事業へのさらなる活用を図ること。

### 8 その他の収入

その他の収入についても、過年度の動向等を踏まえて的確に年間収入額を見込むこと。

なお、収入未済額の縮減を図るため、整理計画を立てその一掃を図ること。

## 第5 歳出に関する事項

### 1 人件費

(1) 職員給与費については、現行給料表等に基づき平成22年10月1日現在の現員現給により見積もることとするが、歳出の大宗を占めているので特に正確を期し、年度中途において多額の補正を要することのないよう十分留意すること。

(2) 特別職に係る報酬等については、現行支給額等を参考に見積もること。

### 2 国庫補助（負担）事業

(1) 効果の薄い補助金については、これを受け入れないこととするとともに、零細補助金は受け入れないことを基本として、特に厳選すること。

(2) 補助基本額、補助単価等が実情に合わないものについては、合理的に事業が執行

できるよう関係省庁との調整を図るとともに、事業効果、緊急度等を十分検討し事業の選択を行うこと。

- (3) 地域主権改革の観点から、国及び地方の役割分担に留意するとともに、国の動向を十分注視し、国庫支出金が過大見積もりとならないようにすること。

### 3 貸付金

社会情勢の推移に伴い、事業量の減少及び効果の乏しいもの等については廃止又は縮小するとともに、制度が固定化若しくは硬直化することのないよう見直しを行い、弾力的な運用ができるよう検討すること。

なお、貸付にあたっては、資金の需要状況等を検討し、真に必要な期間に限って貸付けること。

### 4 委託料

- (1) 行政の軽量化及び効率化を図るため、行政サービスの維持に配慮しつつ民間等への委託を積極的に推進することとし、「民間活力の導入に関する基本指針」（平成19年4月策定）により、外部委託の適否を検討すること。

- (2) 指定管理委託料については、経費節減が指定管理者制度導入の主たる目的の一つであることを踏まえ、極力経費節減に努めること。

また、見積もりにあたっては現在の運営実績にも十分留意すること。

### 5 受託事業

各事業主体による実施を原則とするが、止むを得ず受け入れる場合は執行体制など処理能力を十分参酌し、安易な受入はしないよう留意するとともに、事業費の中に人件費及び賃金等が組み込めるよう配慮すること。

### 6 営繕費

県有財産及び県管理施設等の維持修繕については、施設の現況を十分調査し、真に止むを得ないもの（危険性のあるもの、老朽化の激しいもの等）に限り見積もること。

### 7 建物の新設・増改築

建物の新設・増改築については、極力抑制する方針で臨むこととするが、止むを得ない場合は、既施設の設置状況及び利用状況等を十分検討するとともに、他の未利用施設の活用など整備費の節減や後年度の維持管理経費等の増にも配慮して、真に必要なものについて見積もることとし、次の点に留意すること。

- (1) 建物の新設にあたっては、原則として建物建設計画等に基づき、用地の確保など関連する諸条件が整備されたもののみ限定すること。

- (2) 増改築については、組織上から機関の統廃合移転についても十分検討し、手戻りのないよう留意すること。

### 8 自動車の増車・更新

新規の増車は行わないものとする。

また、更新についても、年間稼働日数が85日未満又は年間走行キロ数が6,000km未満の車については認めないので留意すること。なお、購入は原則として低公害車とすること。

ただし、自動車税のグリーン化に伴う重課対象車の更新については、昨年度に引き続き、特例措置として更新基準を緩和し更新を促進することとする。したがって、この機会に更新できない場合は廃車も併せて検討すること。

### 9 物件費

賃金、旅費、需用費等の行政事務費である物件費については、行政監査の監査結果も踏まえ、一層の節減を図ること。

また、予算の流用手続きについては平成16年度より簡素化されているところではあるが、物品購入等に係る不適正な経理処理の再発を防止するため、予算要求の段階から、真に必要なものについては適切に見積もりの上要求するよう徹底すること。

なお、新規事業については、これまで同様原則として事務費は認めないので、十分留意すること。

#### **10 市町村の負担を伴う事業**

市町村の財政負担を伴う新規事業については、事業の内容及び負担額等につき、あらかじめ市町村課と十分協議を行い、事業の執行段階において支障の生じないよう事前の調整をしておくこと。

#### **11 審議会等に要する経費**

食糧費や会場使用料の計上を必要最小限とするとともに、開催回数等についても直近の実績を踏まえた適正な要求とすること。

#### **12 各種団体等への負担金・分担金**

真に必要なものに厳選するとともに、団体等の収支、繰越金、基金等の財政状況も踏まえ、適正な額にすること。

### **第6 特別会計及び企業会計**

特別会計及び企業会計については、一般会計同様ゼロベースの視点から、その設置の趣旨にまで立ち返り、全事務事業について徹底した見直し検討を行ったうえで要求すること。予算編成にあたっては、前記事項に準ずるとともに、県出資団体等調査特別委員会の最終報告等も踏まえ、企業感覚に立って経営状況及び今後の見通しについて十分検討を行い、安易に一般会計からの繰出等に依存することのないよう見積もること。

特に、企業会計にあっては、長期的な見通しのもとに極力合理化を図るなど、経営の健全化を推進すること。

また、内部留保資金を保有する会計においては、一般会計からの借入金や県債の繰上償還についても積極的に検討すること。